

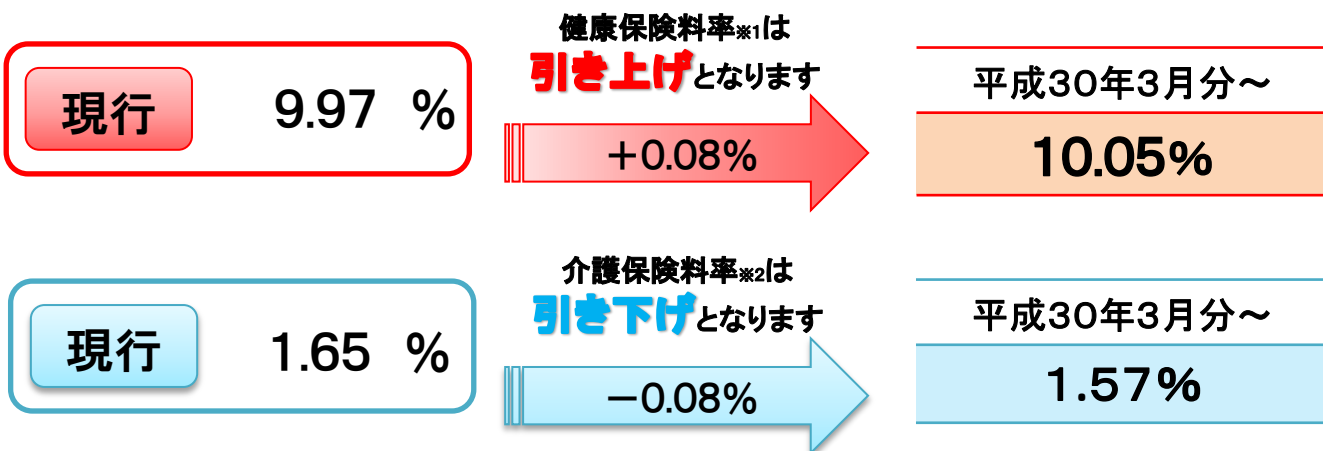
協会けんぽ宮城支部 からののお知らせです

◆協会けんぽは、中小企業を中心として、サラリーマンとご家族3,700万人の加入する健康保険です。加入者の皆さまが病気になったときに、良質かつ効率的な医療を受けられるよう、医療費適正化や健康づくり事業を行うとともに、業務の効率化を図りながら、健康保険を運営しています。

平成30年3月分(4月納付分)からの 協会けんぽ宮城支部の健康保険料率と、 介護保険料率(全国一律)が変更となります

協会けんぽの全国の平均保険料率は、平成30年度も10.00%に維持されることになりました。一方、宮城支部の保険料率は、平成30年度3月分(4月納付分)保険料率から0.08%引き上げの10.05%に変更となります。

また、介護保険料率(全国一律)は0.08%引き下げの1.57%に変更となります。厳しい経済状況の中ではありますが、加入者の皆さまの医療保険制度を支えるため、なにとぞ、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



※1 健康保険料率(10.05%)のうち、6.44%分は加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.61%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※2 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。65歳以上の方は居住する自治体毎に算定され、徴収されます。

なぜ、全国の平均保険料率は変わらないのに宮城支部の保険料率は上がるの？

平成28年は宮城支部の一人あたり医療費が全国平均を大きく上回っています

協会けんぽの保険料率は、各都道府県の協会けんぽに加入している皆さまの医療費に基づき、各都道府県ごとに決定されます。そのため、疾病の予防などにより加入者の皆さまの医療費が下がれば、その都道府県の保険料率を下げることにつながり、医療費が上がればその都道府県の保険料率を上げることにつながります。一人当たり医療費の上昇は、保険料率を押し上げる要因のひとつになります。

一人あたり医療費 (単位:円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全国	163,557	170,422	170,628
宮城	163,257	170,178	171,927
差 (宮城-全国)	-300	-244	1,299

特に入院外(外来・調剤)の医療費が全国平均よりも伸びていることが要因と考えられます。

「協会けんぽ宮城支部」では保険料負担の軽減のため、 さまざまな取り組みを行っています

国から保険料負担軽減のための国庫補助等の措置がなされておりますが、医療の高度化や高齢化などにより医療費は年々増加傾向にあり、現状のままでは、保険料率の引上げは今後も避けられない状況です。「協会けんぽ宮城支部」では、加入者の皆さまの保険料負担をできるだけ軽減できるよう、自ら実行できる対策に最大限取り組みます。

事業主・加入者の皆さまにも是非ともご協力のほどお願いいたします！！



健康経営の推進



加入者様の健康増進による医療費適正化のみならず、事業所様の業績向上にも繋がる取り組みであるとの観点から、「職場健康づくり宣言」制度をはじめ健康経営を積極的に推進しています。

平成30年2月の時点で既に1,200社を超える事業所からご登録いただいております。

ジェネリック医薬品の使用促進



服用するお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額をお知らせしています。お知らせした4人に1の方がジェネリック医薬品に切り替えていただきました。切り替えによる医療費の軽減額は、平成28年度までの8年間の累計で870億円(推計)です。

健診・保健指導



加入者の皆さまの健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。協会けんぽの生活習慣病予防健診や特定保健指導を受けましょう。病気の早期発見・早期治療、適度な運動、バランスのとれた食事により、健康を保持、増進しましょう。

扶養家族の再確認



皆さまのご家族が扶養家族の要件を満たしているかどうかを定期的に再確認しています。平成30年度も扶養家族の再確認業務にご協力いただきますようお願いいたします。平成29年度は18億円程度の財政効果が見込まれています(平成29年10月時点)。

健康保険の給付・医療費の適正化に向けて



医療機関からの医療費請求や各種給付金審査の厳格化、加入者への診療内容等の照会により、不正受給の防止を図っています。また、保険証の正しい使用や、重複受診、重複服薬の適正化について、広報や研修会の機会を通じて皆様へ発信して参ります。

さらに...平成30年度からインセンティブ制度が本格実施されます

インセンティブ制度とは？

すべての支部に一律で負担を上乗せし、ジェネリック医薬品の使用割合、健診の受診率、保健指導の実施率等の結果によって保険料率を引き下げる制度です。これらの結果が悪いと負担分だけが残り、今よりも保険料率が増えてしまいます。保険料負担の軽減に向けて、皆様のご理解とご協力のほどお願いいたします。

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）宮城支部 企画総務グループ
〒980-8561 宮城県仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル8階

TEL：022-714-6851

URL：<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/miyagi>

